

明治学院大学法学部グローバル法学科

(Department of Global Legal Studies)

設置の趣旨等を記載した書類

目次

① 設置の趣旨及び必要性	1
② 学科の特色.....	7
③ 学科の名称及び学位の名称.....	11
④ 教育課程の編成の考え方及び特色.....	11
⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色.....	15
⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件.....	17
⑦ 施設、設備等の整備計画.....	26
⑧ 入学者選抜の概要.....	29
⑨ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	30
⑩ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	32
⑪ 管理運営	33
⑫ 自己点検・評価	34
⑬ 情報の公表.....	35
⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	37
⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制.....	40

① 設置の趣旨及び必要性

ア 沿革

文久3(1863)年にJ・C・ヘボンによって設立されたヘボン塾を起源とする明治学院大学は、その教育理念として、“Do for Others(他者への貢献)”を掲げ、キリスト教による人格教育を行っている。そして、その理念を実現すべく、以下の5つの教育目標を掲げている。

1. 他者を理解する力を身につける。
2. 分析力と構想力を身につける。
3. コミュニケーション力を身につける。
4. キャリアをデザインする力を身につける。
5. 共生社会の担い手となる力を身につける。

明治学院大学法学部は、昭和41(1966)年の法学部設立以降、教育理念として、「建学の精神であるキリスト教主義教育の伝統にのっとり、他者とりわけ弱者を尊重する自由で平等な社会を主体的に作り上げていくことができる、専門的知識を備えた能動的な市民を育成すること」を掲げてきた。そして、50年にわたり、法学や政治学が、社会の平和と人々の幸福をめざすものであるという本来の出発点に常に立ちかえり、さらには現代社会において新たに発生する諸問題に対処すべく、人間の尊重、弱者救済の視点から、研究・教育に取り組んできた。

その後、法学部では、平成2(1990)年に政治学科を開設し、総合的な判断力と批判力、勇気と他者への想像力をもって、問題解決に取り組める「教養ある政治的市民」の育成を、また平成12(2000)年には消費情報環境法学科を開設し、社会の様々な分野で直面する法律問題に対応できる実践的な問題解決能力と、急速に変化している現代社会に対応できる情報処理能力をもった人材の育成を行ってきた。

イ 社会的背景および設置する必要性

現代の日本社会においては、あらゆる出来事が国際性を帯び、経済活動はもとより文化活動、政治活動など、市民の活動領域がグローバル化している。しかし、この現象を単に様々な活動領域における国際化の進展として楽観的に捉えることは許されない。その背後においては、我が国の少子高齢化およびそれに伴う人口減、その結果として生じる国内マーケットの縮小、さらには周辺の「新興国」への生産拠点の移動など、我が国の将来に重大な影響を及ぼしかねない深刻な事態が生じているからである。「グローバル人材育成推進会議」(平成24(2012)年6月4日審議まとめ)や「第2期教育振興基本計画」(平成25(2013)年6月14日閣議決定)においても、我が国を取り巻く危機的状況として、「グローバル化の進展」による「我が国の国際的な存在感の低下」が認識され、これを解決する方策を講じることが国としての喫緊の課題として取り上げられており、かかる事態に対応しうる人材を育成するための大学の取り組みが期待されている。

もちろん、既存の法律学科および消費情報環境法学科でも、「国際法」「国際私法」「国

際取引法」「グローバル企業法」「国際環境法」「国際消費者法」などのグローバル社会において必要とされる科目を開講してきたが、グローバル化に伴う大きな変化と、それとともに生じている学生の関心の多様化に対処するには、既存学科における国内法を中心とした実定法教育に重点を置きつつ付加的に国際諸法を選択的に受講させる法学教育だけでは十分とはいえない。これまで法学部は、我が国の社会を支える人的資源の供給源として重要な役割を果たしてきた。多くの法学部卒業生が大学で学んだ法的知識をもとに企業や官庁においてさらに社会人としての能力に磨きをかけ、様々な領域において有用な人材として活躍してきた。しかしながら、社会の変化とともに、グローバルな視野に立った法学教育の必要性が明らかになりつつあることも事実なのである。

現在、法学部の学生が学ばなければならない情報の量は、法学部創設時と比べても、格段に増大している。例えば、法学教育の中心に位置する民法という伝統的な分野においても、消費者契約法などの様々な特別法が制定され、それらが集合体として大きな法規範の体系を形成するに至っている。しかも、伝統的な法分野に加えて、「社会法」「経済法」「環境法」といった現代的な法分野においても、社会のニーズに応えるために次々と新たな法律が生まれている。このように学ぶべき法的情報量が増大する一方で、法学部生が勉強に使える時間は、従来と同様に4年間しかない。したがって、既存のカリキュラムを維持しながら、この限られた時間内で、さらにグローバル化に対処するための新たな科目を開設し、学生に修得させることは、事実上困難である。

現在の日本社会においては、前述のように、国内マーケットの縮小に起因する企業の海外販路の拡大や生産拠点の海外移転によってビジネスがこれまで以上にグローバル化しているだけでなく、外国資本による国内投資の拡大および来日するビジネスパーソンや観光客の増加による「内なる国際化」もまた急速に進展している。それと同時に、この二重のグローバル化に伴って、文化や言語を共有しない外国人との交渉の機会および紛争のリスクも確実に増えつつある。このような事態に対応するためには、法学を学んだ者として最低限必要とされる法的知識や問題解決能力のみならず、グローバル社会において通用するレベルの英語力と異文化理解力を身につけた人材を育成することが不可欠であり、教育内容や時間配分を再検討した上で、新たな学科を立ち上げ、グローバル化への対応にウェイトを置いた教育内容を提供することがぜひとも必要である。

ウ 養成する人材像および修得させる能力

一般に、政治学的な概念としての「市民」は、「公共空間の形成に自律的・自発的に参加する人々」（『広辞苑』）として、換言すれば、「社会に対して責任をもとうとする人々」として定義される。前述のように、法学部は「専門的知識を備えた能動的な市民」の育成を教育理念として掲げてきたが、この「市民」という概念も政治学的な意味において理解されなければならない。もっとも、この教育理念のもとで現代社会にふさわしい人材を養成しようとするならば、グローバル化の進展とともに、「社会」および「市民」の概念も

全地球的規模へと拡大されつつあることを無視することはできない。すなわち、「世界の在り方に対して責任をもととする人間」という意味における「世界市民」の育成が、そして「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の養成が、喫緊の課題となる。

人材養成上の目的・教育目標

新たな学科において養成する人材像は、このようなグローバル化の進展という現実を前提としている。「グローバル化」という言葉は、現今の社会において多義的に取り上げられているが、前述した「グローバル人材育成推進会議」では、次のように定義されている。すなわち、「グローバル化」とは、総じて、(主に前世紀末以降の)情報通信・交通手段等の飛躍的な技術革新を背景として、政治・経済・社会等あらゆる分野で「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」が国境を越えて高速移動し、金融や物流の市場のみならず人口・環境・エネルギー・公衆衛生等の諸課題の対応に至るまで、全地球的規模で捉えることが不可欠となった時代状況を指すもの」とされている。「グローバル人材育成推進会議」は、この意味において「グローバル化」した社会が必要とする「グローバル人材」の概念に含まれる要素として、次の3つを挙げている。

要素1：語学力・コミュニケーション能力

要素2：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素3：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

本学では、“Do for Others(他者への貢献)”という基本的な教育理念のもとで、このようなグローバル社会の要請に応えるべく、従来の既存の学科に加えて新たに「グローバル法学科」を設置し、これらの3つの要素のみならず、さらに法的な知識と解決能力を身につけた「グローバル人材」の育成を図ることとした。

このような人材の育成は本学の教育理念・教育目標とも適合的である。前述のように、本学は教育理念として“Do for Others(他者への貢献)”を掲げ、キリスト教による人格教育を行っている。他者への積極的な貢献という本学の基本理念は、まさに要素2の育成を含意するものである。また、本学はJ・C・ヘボンによる創立以来、英語教育および異文化理解について長い伝統をもっている。『明治学院百年史』の第二章「草創期の明治学院」には、次のような記述が見られる。「…米人教師を主体とする普通学部の教育はかなり程度の高いものであったといえる。…殆んど科目は、英語の教科書を用いて英語で授業がおこなわれた。それだけに、生徒にも相当の語学力が要請されたことはいうまでもない。」すなわち、前述の要素1および3が含意する英語による異文化理解は、まさに設立当時の本学がめざしていた教育目標である。

しかしながら、以上の要素だけを教育するのであれば、法学部以外においても可能である。新学科の特徴は、法学部ならではの教育内容を提供し、法的な知識と解決能力を身につけた「グローバル人材」を育成する点にある。すなわち、本学科は、“Do for Others(他

者への貢献)”という本学の教育理念のもとで、「I. 柔軟な異文化理解力」と「II. 実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「III. 法的な解決能力」を駆使して、様々な分野で「グローバル人材」として活躍することのできる人材の育成をめざすものであり、その意味においてヘボン塾以来の明治学院大学の建学の精神や本学法学部の教育理念を、グローバル化した現代社会において実現しようとするものである。本学科の人材養成上の目的・教育目標は以下の通り定める。

グローバル法学科は、“Do for Others(他者への貢献)”という本学の教育理念のもとで、「柔軟な異文化理解力」と「実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「法的な解決能力」を駆使して、様々な分野で「グローバル人材」として活躍することのできる人材の育成をめざす。

このように、法的な知識と解決能力を身につけ、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成を教育目標とする。

卒業の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

上記の人材養成上の目的・教育目標に沿った人材を育成するため、所定の期間在学し、所要の単位を修得し、次の3つの能力を身につけることを「卒業の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」として定める。

I. 柔軟な異文化理解力

グローバル社会において相互理解の前提となる、以下のような能力を学生に修得させる。

- ・自文化とは異質な文化および価値観を互いに対等な立場で柔軟に理解する能力
- ・グローバルな視野に立って考え行動する能力

II. 実践的なコミュニケーション能力

経済産業省は「社会人基礎力」を「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」と定義しているが、本学科は「コミュニケーション能力」を「社会人基礎力」の中核として捉え、以下のような能力を学生に修得させる。

- ・外国語、日本語を問わず、言語を用いて自らの考えを表現できる実践的な能力
- ・様々なメディアやIT技術を活用して効果的に情報を伝えることのできる能力
- ・自分のアイデンティティを維持しながら、異質な文化に属する他者に対して自分の意見を的確に発信しうる能力

III. 法的な解決能力

「グローバル」を標榜する学科は少なくないが、本学科においては、異文化理解力やコミュニケーション能力の修得にとどまらず、さらに以下のように、法学を学んだ者として不可欠の能力を学生に修得させる。

- ・グローバルに展開される経済活動、文化活動、政治活動などにおいて生じる問題を

法的側面から捉え、法的な視角から事象を分析し、法的な論点を整理し、法的知識を駆使しながら問題を解決する能力

- ・国や地域によって異なる政治や法文化の中で、グローバルな諸活動が直面する法の抵触や紛争に対して、国際法をはじめとする適用可能な共通基準を見いだして行く能力

本学科は、法学部に所属する一学科として、「Ⅲ. 法的な解決能力」の修得をディプロマ・ポリシーの要件として最も重視しており、本学でグローバル系の教育を行っている他学部他学科（国際学部国際学科・国際キャリア学科、経済学部国際経営学科）と比べた場合、この点に本学科の独自性が存在する。法学の領域には、問題発見能力および問題解決能力を訓練するために適切な素材が豊富に存在しており、しかも規範的な準則や原理に基づく論理的な思考力を修得するための教育方法が伝統的に確立している。このような法学の伝統を踏まえながら、本学科は前述のディプロマ・ポリシーを実現するための「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」を定める。詳細については、「④教育課程の編成の考え方及び特色」において後述する。

以上、本学科が考える、法的な知識と解決能力を身につけた「グローバル人材」として修得すべき能力および科目の相互関係を概念図で示すと、次のとおりである。



このような能力の修得は、グローバル化の不可逆的な進展とともに今後ますます必要とされるものであるが、これまでの既存の法学部における教育環境にあつては、国内法を中心とした実定法教育に重点が置かれていたため、十分に修得することは困難であった。グローバル法学科では、体系的なカリキュラムのもとで、このような能力を修得させることにより、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」を駆使して、「世界市民」として国際的な場において活躍できる貴重な人材を育成する。

具体的には、多国籍企業（メーカー、商社、IT産業、金融業等）、日本企業の海外法人、国際機関、NPO/NGO、ジャーナリズム、メディアなどへ就職し、多様な国籍のパートナーと協働していくことが期待される。他方で、ローカルな場面での国際化が進む現代社会においては、日本国内の民間企業や官公庁・地方自治体等においても、本学科を卒業したグローバル・リーガルマインドをもった「世界市民」の活躍が期待される。

さらに、明治学院大学大学院は平成27(2015)年に、企業活動に不可欠な法学と経営学とを融合的に学ぶ「法と経営学研究科」を設立した。「法と経営学研究科」においては、少子高齢化・情報化・国際化が急速に進展する我が国において、企業やNPO等の組織を効率的かつ健全に運営しうるような、法学と経営学の両方の知識と応用力を備えた人材の育成をめざしており、グローバル法学科で修得した能力をさらに高いレベルへと培うことができる。このため、本学科の卒業後さらに研究者を志す学生、あるいは起業家をめざす学生に対しては「法と経営学研究科」への進学を推奨し、それをサポートする体制を強化する。

エ 組織として研究対象とする中心的な学問分野

グローバル法学科において組織として研究・教育対象とする中心的な学問分野は、次のとおりである。

- ・国際関係法分野
- ・グローバル取引法分野
- ・英語による比較法政・異文化理解分野
- ・国際政治経済分野
- ・国内法分野

本学科は、経済活動、文化活動、政治活動など、市民の活動領域がグローバル化するなかで、これに対応する法関係がどのようになっているか、またはどのようにあるべきかということを学際的に研究するものである。

また、本学科の教育は、前述の3つの能力（Ⅰ.柔軟な異文化理解力、Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力、Ⅲ.法的な解決能力）を修得させるための教育課程を編成し、個々の学生の能力を向上させるための教育・指導を行うものである。その教育課程の編成の考え方お

よび特色ならびに教育方法・指導の詳細については後述する。

② 学科の特色

ア 学科の3ポリシー

本学科の特色を述べるにあたり、3ポリシーについて改めて整理してみる。

卒業の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）については「①設置の趣旨及び必要性」にて述べたとおりである。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については以下のとおりである。

教育課程の編成及び実施に関する方針

本学科は、先に掲げた「人材養成上の目的・教育目標」および、これに続く「卒業の認定・学位授与に関する方針」に沿って、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」「Ⅲ.法的な解決能力」を修得させるために、次のとおり「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定める。

本学科では、初年次にグローバル・リーガルマインドに基づく情報伝達能力をしっかりと身につけさせるため、「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」（特に、外国語、日本語を問わず、言語を用いて自らの考えを表現できる能力）を修得するための科目（「グローバル基礎演習」「English for Global Communication」など）を集中的に配当するとともに、「Ⅲ.法的な解決能力」を修得するための基礎科目（「グローバル法入門」「民事法の基礎」など）を必修科目として履修させる。

また、学年の進行とともに、さらに専門的な法律科目（「国際法」「国際私法」「国際取引法」「国際環境法」「国際仲裁」など）を配当し、「Ⅲ.法的な解決能力」をさらに鍛え上げる。これと並行して、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」を修得するための科目（「グローバル社会から見た日本」「グローバル社会と宗教」「アジア政治」「Global Legal Studies」「Global Cultural Studies」など）を開講するとともに、グローバルな視野に立って考え行動する能力を育成するための機会（「海外留学(2年次秋学期必修)」「フィールドワーク」など）を提供する。

このほかに、教養教育と専門教育を有機的に結び付けた科目「哲学と法」「文学と法」「食文化と法」「宗教と法」「情報と法」を異文化理解分野の科目として位置づけ、これを主に3・4年次に配当する。

科目の成績評価基準は、個々の科目のシラバスに記載するなど、予め学生に明示する。

また、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については以下のとおりである。

入学者の受入れに関する方針

本学科は、先に掲げた「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、「卒業の認定・学位授与に関する方針」および「教育課程の編成及び実施に関する方針」に沿って次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

(1) 求める人材像

- ・知識・技能、思考力・判断力・表現力等において、高等学校等で修得すべき基礎的な能力を身につけている。
- ・急速にグローバル化する政治・経済・文化状況に関心をもち、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」を身につけた上で、「世界市民」として国境を越えて活躍しようとする高い志をもっている。
- ・英語に対する強い関心と潜在的な能力をもっている。

(2) 入学者選抜の基本的方針

本学科の求める人材像を考慮しつつ、以下の評価を行う。

- ・入学者選抜は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等において高等学校等で修得すべき基礎的な能力等を身につけているかについて評価する。
- ・入学後の教育課程に対応できる姿勢を有しているかについて評価する。

(3) 入学者選抜の種類と評価方法

- ・入学者選抜は、筆記試験および面接試験あるいはいずれかを行い、入学者選抜の基本方針に則って評価する。

イ 重点的に担う機能

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17(2005)年1月28日）の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」は、1.世界的研究・教育拠点、2.高度専門職業人養成、3.幅広い職業人養成、4.総合的教養教育、5.特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6.地域の生涯学習機会の拠点、7.社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）を挙げている。このうち、本学科は「3.幅広い職業人養成」および「4.総合的教養教育」に重点を置く。

ウ 学科の特色

まず、「3.幅広い職業人養成」について言えば、本学科が育成しようとするのは、伝統的な狭い意味での法律家ではなく、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」を駆使して、様々な分野で活躍することのできるような職業人である。グローバル化が進む現代社会においては、そのような人材は、多国籍企業、日本企業の海外法人、国際機関、NPO/NGO、ジャーナリズム、メディアなどに限らず、日本国内の民間企業や官公庁・地方自治体などにおいても強く求めら

れている。本学科はこのような時代のニーズに応える教育を提供する。

また、「4. 総合的教養教育」について言えば、「Ⅰ. 柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ. 実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた、国境を越えて通用するようなグローバルな「Ⅲ. 法的な解決能力」の修得を必須とするとともに、狭義の法解釈学や判例研究を中心とする伝統的な法学教育の枠組みにとらわれず、むしろ法学を現代社会における国際的かつ学際的な文脈の中に位置づけ直して、対象となる現代社会を異なった視角から研究する隣接する諸分野、すなわち政治学や経済学との連携も重視した総合的でグローバルな法学教育を行う。

法学部内および全学的な教育体制における本学科の独自性を明らかにするために、既存の法学部3学科（法律学科・消費情報環境法学科・政治学科）および本学科と同様にグローバル系の教育を行っている他学部他学科（国際学部国際学科・国際キャリア学科、経済学部国際経営学科）との相違点について、「卒業の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」および「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」という3つの観点から述べておきたい。

第一に、本学科は、本学法学部のディプロマ・ポリシーに基づきながら、本学科独自の人材養成上の目的・教育目標に沿って、法的な知識と解決能力を身につけ、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」を育成するために、所定の期間在学するとともに所要の単位を修得し、「Ⅰ. 柔軟な異文化理解力」「Ⅱ. 実践的なコミュニケーション能力」および「Ⅲ. 法的な解決能力」を有する学生に学位を授与する。すなわち、本学科のディプロマ・ポリシーは、ⅠおよびⅡを重視する点で、既存の法学部3学科のディプロマ・ポリシーと異なっており、また前述の他学部他学科のディプロマ・ポリシーと比べた場合、Ⅲの修得を学位授与の要件としている点で独自性をもっている。

第二に、本学科は、本学法学部のカリキュラム・ポリシーに基づきながら、「Ⅰ. 柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ. 実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ. 法的な解決能力」を身につけた人材を育成するために、独自の教育課程を編成し実施する。具体的に言えば、伝統的な国際公法や国際私法のみならず、「国際環境法」「国際消費者法」「国際租税法」「国際金融の制度と政策」などの多様な学科科目を提供するとともに、異文化理解を深めるために、「Global Legal Studies」「Global Cultural Studies」「グローバル社会から見た日本」「食文化と法」などの特色ある科目を開講する。また、グローバル・リーガルマインドに基づく情報伝達能力をしっかりと身につけさせるために、徹底した少人数の法学教育を行う。すなわち、65名の学科定員を1年次からさらに少人数のクラスに分けて、法的な教材を用いながら、口頭発表（プレゼンテーション）、自由討論（ディスカッション）、ディベート、レポートや小論文の添削指導などを行い、双方向型の授業を通じてコミュニケーション能力の確実な向上を図る。その補助手段として、法学部が白金と

横浜の両キャンパスに開設している特別TA（ティーチング・アシスタント）室を利用して、修士（法学）の学位を有する法学部特別TAによる個別的なリメディアル（補習）教育を行う。さらには、中長期（4～5ヶ月）の海外留学を2年次秋学期の必修科目として位置づけ、国内外のグローバル化の現状を自分自身で見聞する機会を学生全員に提供するとともに、留学のための準備講座を1年次から開講する。

なお、英語能力の達成基準について言えば、CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)におけるB1、すなわち「社会生活での身近な話題について理解し、自分の意思とその理由を簡単に説明できる」ことを目標としている点もまた本学科の特色である。この目標を達成するために、本学科においては入学時に英語能力に関するクラス分け試験を行い、能力別の語学クラスを編成することによって、個々の学生にふさわしい教育方法により英語力の向上をはかるとともに、留学前および帰国後にも英語の能力判定テストを利用して、各学生の達成度をそのつど測定する。

第三に、本学科は、アドミッション・ポリシーが前述の他学部・他学科とは異なっている。本学科は、急速にグローバル化する政治・経済・文化状況に関心をもち、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」を身につけた上で、「世界市民」として国境を越えて活躍しようとする高い志を入学者に求める。このため、特別な語学力を要求しない既存の法学部3学科とは異なり、本学科は、入学希望者に対して英語に対する強い関心と潜在的な能力を要求する点に特色がある。また、前述の他学部とは異なって、本学科は、入学希望者に対して法的な知識と思考方法に興味をもち、現代社会において生じる様々な問題を法的な観点から解決しようとする意欲を有することを求める点において、独自性をもっている。このようなアドミッション・ポリシーのもとで、本学科は、日本においてグローバルな法学教育を受けることを希望する留学生のために自己推薦AO入学試験および私費外国人留学生入学試験を実施する。

他大学との関係においても、本学科は教育内容一般に関して独自性をもっている。例えば、上智大学法学部国際関係法学科は「法学・政治学に基づく国際関係の分析方法、国際舞台での活躍に必須の語学力や教養」の修得を中心とする現代的な法学教育を提供しており、獨協大学法学部国際関係法学科は「法学と政治学の観点から、あらゆる国際問題を考察・研究」することを標榜している。また、西南学院大学法学部国際関係法学科は、「国際社会で必要とされる知識と感覚を身に付けた、視野の広い人材」の育成を謳って、国際法に関連する様々な科目をカリキュラムに組み込んでいる。これに対して、本学科は、それらの能力の修得は当然の前提とした上で、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」の修得をも明示的な目標として掲げ、「Ⅲ.法的な解決能力」に劣らず重視しているだけでなく、さらには中長期（4～5ヶ月）の海外留学を2年次秋学期の必修科目として位置づけており、学生自身にグローバル社会の現実を在学中に体験させる機会を与えている点に特色がある。

こうした特色をもつ本学科の新設によって、大学全体および法学部の教育体制は“Do for Others(他者への貢献)”という教育理念の実現においてさらに強化されることになる。前述のように、法学部は「建学の精神であるキリスト教主義教育の伝統にのっとり、他者と
りわけ弱者を尊重する自由で平等な社会を主体的に作り上げていくことができる、専門的
知識を備えた能動的な市民を育成すること」を教育理念として掲げてきたが、新学科にお
いて、この理念における「他者」や「弱者」は地球規模へと拡大され、「専門的知識を備
えた能動的な市民」は「世界市民」として再定義される。このように、本学科は法学部他
学科および他学部と相互補完的な関係に立ちつつ、建学の精神をグローバル化の時代にふ
さわしい形で実現しようとするものである。

③ 学科の名称及び学位の名称

学科の名称	法学部 グローバル法学科
英文名称	Department of Global Legal Studies
学位の名称	学士（法学）
英文名称	Bachelor of Arts in Law

本学科の名称は「グローバル法学科」とし、その英文名称は「Department of Global Legal Studies」とする。本学科は、「世界市民」として、“Do for Others(他者への貢献)”という本学の教育理念のもとで、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられたグローバルな「Ⅲ.法的な解決能力」を駆使して、様々な分野で活躍することのできる「グローバル人材」の育成をめざしている。この目標を実現するために、本学科では、現代社会において必要とされるグローバルな視野に立った法学教育が行われる。これが「グローバル法学科」という名称を採用する理由である。

英文名称の「Global Legal Studies」という表現はまだそれほど一般的ではないが、「International Legal Studies」よりも射程の広い学際的な学問研究を表す名称として、いくつかのアメリカの大学（ウィスコンシン大学、インディアナ大学など）ですでに用いられており、国際的な通用性を考慮して本学科もこれを英文名称として採用する。

学位の名称は、法学部の法律学科および消費情報環境法学科と同様に学士（法学）とする。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

ア 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については「②学科

の特色」で述べたとおりである。

この方針に基づき、教育課程の編成の考え方及び特色を以下に述べる。

イ 教育課程の編成の考え方および特色

(1) 科目区分の設定および科目構成について

グローバル法学科は、グローバルな視野をもち、法律という専門的知識で国内外に発生する様々な事象を分析し、責任感のある行動をとれる「世界市民」を育成し、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」「Ⅲ.法的な解決能力」を修得させるために、明治学院共通科目、専門科目および必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習等を適切に展開する。具体的には以下のとおりである。

1. 初年次導入科目

1年生は入学時までに法律についての知識をほとんど修得していないことから、初年次においては、グローバルな視野から法的知識を学ぶ上での基礎を固め、基本的知識を定着させることが必要である。そこで、法律系必修科目として、「グローバル法入門1,2」「民法法の基礎1,2」を開講するとともに、さらに「グローバル基礎演習1,2」においては、少人数・個別指導により、法律文献調査（リーガル・リサーチ）、口頭発表（プレゼンテーション）、自由討論（ディスカッション）、ディベート、レポート・小論文の作成などのアカデミック・リテラシーを修得させる。また、本学科の特徴は英語による授業の強化にあることから、日本法の特徴・体系・概要を英語で学ぶ「Introduction to Japanese Law」を必修科目とする。これらの科目は、「グローバルな法的解決能力」を身につけるために不可欠のものであり、初年次に法律系必修科目として合計7科目（14単位）配置される。

2. 英語科目・英語による講義科目

本学科においては、2年次秋学期に海外留学を必修としていることから、英語による「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」を留学前に修得させる必要がある。そこで、明治学院共通科目として「英語コミュニケーション」（4科目4単位）、学科科目として「English for Global Communication」（4科目4単位）を1・2年次に必修とし、実践的な英語力、すなわち、グローバル社会におけるコミュニケーション・スキルとして英語を修得させる。また、学科科目として、法律の英語スキルに焦点を当てた実践英語科目「English for Legal Studies」を2年次と3年次において開講し、必修科目（6科目12単位）とする。

加えて、選択科目として、法律・政治・文化を英語で学ぶ独自の科目「Global Legal Studies」「Global Cultural Studies」「グローバル社会から見た日本」「グローバル社会と宗教」などを設置する。これらの科目では、学科所属の専任教員が各専門分野のトピックを取り上げ、英語で講義を行う。これらの科目は、「Ⅱ.実践的なコミュニケーション

ション能力」のみならず、英語による講義を通じて「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」をも学生に身につけさせるために選択科目として配置されるものである。

3. 特徴的専門分野（国際関係法分野、グローバル取引法分野、英語による比較法政・異文化理解分野）

初年次導入科目で修得した基礎的な知識をふまえ、学生各自の問題意識の広がりに対応しうる学科科目群を選択必修科目として設置する。本学科では、「国際関係法分野」（3科目6単位 選択必修）、「グローバル取引法分野」（4科目8単位 選択必修）、「英語による比較法政・異文化理解分野」（5科目10単位 選択必修）の3分野を特徴的専門分野として設定する。これらの科目は、グローバルな「Ⅲ.法的な解決能力」や「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」を高めるために選択科目として配置されるものである。

本学科においては2年次秋学期に海外留学を必修としているため、特徴的専門分野に属する科目はその前後に次のような方針に基づいて配当される。まず、留学前の1年次から2年次春学期までに、「国際法1-1」「国際法1-2」「国際法2-1」「国際人権法1」「EU法1」「国際私法1」などの概説的な科目を履修させ、海外において法学を学ぶための基礎となる知識を修得させる。また、日本文化について英語で学ぶ前述の選択科目「Global Cultural Studies 1, 2」を2年次春学期に配当して、自国の文化について英語で発信する能力を身に付けさせる。

帰国後の3・4年次には、海外留学中の学修成果を前提として、学科所属の専任教員が法学の各専門分野のトピックについて英語で講義を行う独自の科目「Global Legal Studies1～6」、国際的な視野から日本文化に関する高度の知識を英語で学ぶ科目「Global Cultural Studies 3」、さらには「国際人道法」「国際環境法1, 2」「国際法2-2」「国際海洋法」「国際知的財産法」「国際民事手続法」などのグローバルな法領域に関わる専門的な法律科目を配当する。また、後述するように、本学科においては、1・2年次に「教養教育」を行った後に「専門教育」を行うという従来の考え方を見直し、両者を有機的に結び付けた独自の科目「哲学と法」「文学と法」「食文化と法」「宗教と法」「情報と法」を異文化理解分野の科目として位置づけ、これを主に3・4年次に配当する。

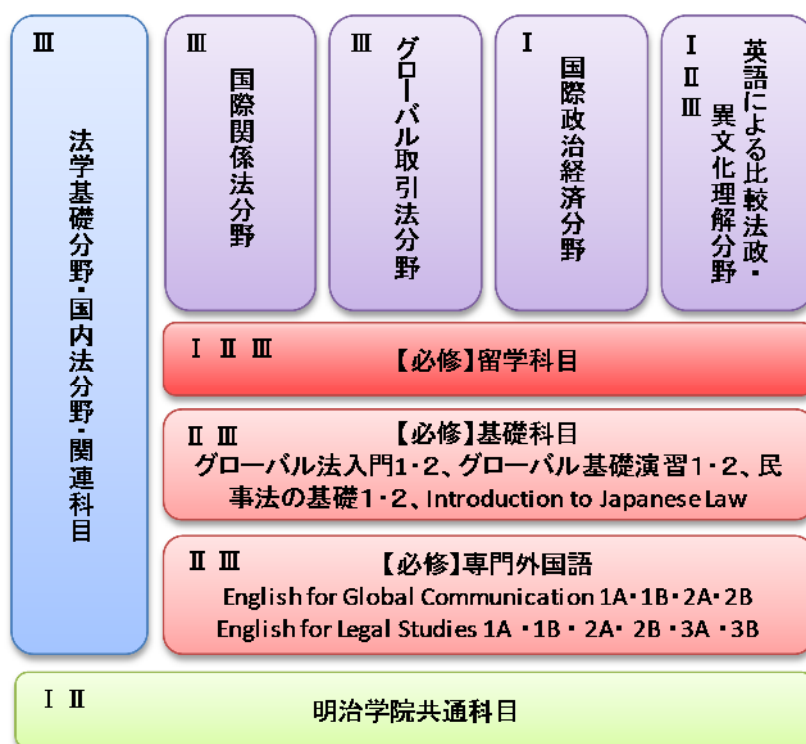
4. 留学科目

本学科の特色のひとつは、海外留学を2年次秋学期の必修科目として位置づけている点にある。この海外留学によって、学生に国内外のグローバル化の現状を自分自身で見聞する機会を提供するとともに、提携先の大学において英語による「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」を修得させ、さらには学生各自の予備知識および能力に応じて英語による法学入門的あるいは法学概論的な科目を履修させる。留学先での学習達成度については、留学先大学からの学修状況・達成度の報告をもとに、「海外英語学習」（4科目8単位）および「海外法学学習」（3科目6単位）として修了単位の認定を行う。

5. 法学基礎分野、国内法分野、国際政治経済分野

前述の「国際関係法分野」および「グローバル取引法分野」は、伝統的な法律学の応用分野であって、その修得のために必要となる法律科目（民法、憲法など）については、選択必修科目として「法学基礎分野」（3科目6単位 選択必修）に配置し、履修するよう求める。また、グローバルな「Ⅲ. 法的な解決能力」を身につけるためには、国内法についても最低限の知識が必要となることから、選択必修科目として、「国内法分野」（2科目4単位 選択必修）の履修も求める。さらに、グローバルな視点をもつ「世界市民」を育成するため、「国際政治経済分野」（3科目6単位 選択必修）の学科科目を置き、国際政治・国際経済に関する基本的知識を修得させる。このほか、自由選択科目として、演習、フィールドワークなどにおいて、個別テーマの学修を深める科目を配置する。

以上のような科目区分の設定および科目構成を、本学科の学生が修得すべき3つの能力（Ⅰ. 柔軟な異文化理解力、Ⅱ. 実践的なコミュニケーション能力、Ⅲ. 法的な解決能力）と関連づけながら図式化すると、次のとおりである。



なお、各科目群の枠内に記された数字（Ⅰ～Ⅲ）は、本学科の学生が修得すべき3つの能力、すなわち「Ⅰ. 柔軟な異文化理解力」、「Ⅱ. 実践的なコミュニケーション能力」、「Ⅲ. 法的な解決能力」に対応しており、各科目群の主な教育目標を表している。

(2) 教養教育について

本学科においては、「教養教育」と「専門教育」と対比的に捉える従来の見方を見直し、両者を有機的に結び付けることによって、総合的な教養教育課程を再構築することにより、従来よりもさらに充実した教育内容を提供する。具体的には、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」の修得という本学科のディプロマ・ポリシーを実現するために、「English for Legal Studies」「哲学と法」「文学と法」「食文化と法」「宗教と法」「情報と法」といった科目を新たに導入することによって、従来の語学科目や一般教養科目を専門教育とリンクさせ、実践的な語学力とグローバルな教養に裏付けられた法的な解決能力を身につけた21世紀型の「世界市民」を育成する。

中教審答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14(2002)年2月21日）は、「新しい時代に求められる教養の全体像」を、「変化の激しい社会にあって、地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考え、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力」として総括している。「他者理解」「コミュニケーション能力」「論理的思考力・判断力」など、そこで重視されている諸要素は、「教養教育」と「専門教育」とを有機的に結び付ける本学科のカリキュラムにおいては、専門的な知識を学びつつ効果的に修得することができる。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

専任教員については、これまで法学部における教育経験と教育研究上の実績を有する者を主に配置するが、実定法教育に重点を置いていた従来の法学教育からグローバルな視点に立った法学教育へと重点を移すのに伴い、国際関係法分野および異文化理解分野の教員を増やす必要が生じるため、部分的には教員を新規に採用する。

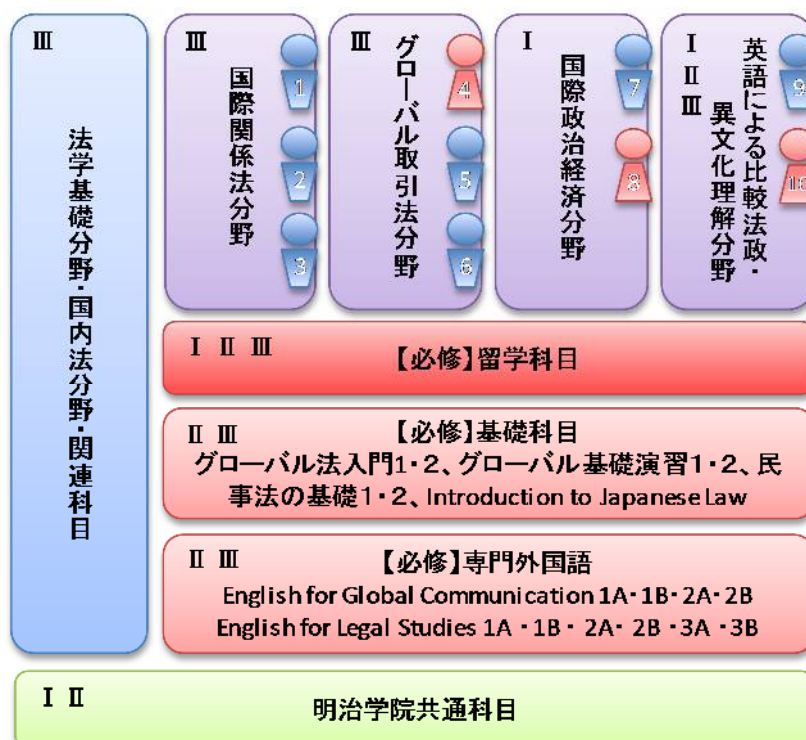
本学科は、前述のように、経済活動、文化活動、政治活動など、市民の活動領域がグローバル化するなかで、これに対応する法関係がどのようになっているか、またはどのようにあるべきかということを学際的に教育・研究するものである。したがって、その中心となるものは、国際法、比較環境法、国際人権法、国際私法、国際ビジネス法、EU法などの法領域であり、これらの科目については豊かな研究・教育経験を有する者が必要であることから、専任教員を配置するものとする。兼任教員を除く専任教員は8名を配置し、保有学位の内訳は博士3名、修士5名である。博士の学位取得者以外も、その分野において十分な研究業績を有する教員が配置され、高い研究レベルを維持可能な適切な体制となっている。また、本学科の教員組織において研究の中心となる分野は、前述のように、国際関係法分野、グローバル取引法分野、英語による比較法政・異文化理解分野、国際政治経済分野、国内法分野であることから、文字通り学際的な研究体制を構築して、兼任教員を含む教員相互の情報交換および学際的な研究の促進を図る。

教員組織の特性は、以下のとおりである。

【専門分野構成】

- (1) 法律領域 6名
 - 1) 国際法 (准教授、男性、40代)
 - 2) 比較環境法 (教授、男性、50代)
 - 3) 国際人権法 (教授、男性、50代)
 - 4) 国際私法 (専任講師、女性、40代)
 - 5) 国際ビジネス法 (教授、男性、60代)
 - 6) EU法 (教授、男性、40代)
- (2) 政治領域 2名
 - 7) 比較行政学 (兼担：教授、男性、50代)
 - 8) 国際政治学 (兼担：准教授、女性、40代)
- (3) 異文化理解領域 2名
 - 9) 比較法思想 (教授、男性、60代)
 - 10) 比較文化 (専任講師、女性、30代)

専門科目に関する教員配置を図式化すると、次のように表すことができる。なお、人物記号の中の数字は、上記の専門分野構成の1)～10)の数字に対応している。また、青色の人物記号は男性教員を、赤色の人物記号は女性教員を表す。



このように、本学科所属の教員は、専門分野の構成、教授職の構成、年齢構成および研究対象領域から見てバランスが取れている。教員の定年については「学校法人明治学院就業規則 第25条」（資料1）にて68歳と定めている。また、完成年度までに定年を迎える教員はいない。

なお、本学科は、明治学院大学の他の学科と同様に、1・2年次の明治学院共通科目（教養科目）、基礎的な学科科目は横浜キャンパスで授業を行い、3・4年次の学科科目は白金キャンパスで授業を行う。学生の指導については、現在法学部が特別TA制度を採用しており、各専門分野の修士（法学）の学位を有する法学部特別TA3、4名を横浜、白金両キャンパスに常時配置し、指導の充実を図っている。本学科においても、2校地での教育が前提となるため、当該特別TA制度を利用し、教育に不具合が生じず、教員の負担が過重とならないように配慮する。

⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

ア 教育方法

教育課程に基づく各授業科目は、明治学院共通科目と学科科目に大別される。

まず、明治学院共通科目については、外国語基本科目として英語4科目4単位を、またキリスト教基本科目2科目4単位を必修とし、情報処理基本科目2単位を選択必修とする。

次に、学科科目については、1年次に学修の基礎を固める必修科目を配当するとともに、1年次春学期から講義形式の選択必修科目を配当する。選択必修科目については、本学科で提供する学科科目に加え、本学科の学修目標を達成するために、法律学科、消費情報環境法学科、政治学科が提供する学科科目をバランス良く履修できるよう科目を配当する。本学科で提供する選択必修科目については、国際関係法分野、グローバル取引法分野、英語による比較法政・異文化理解分野、国際政治経済分野、法学基礎分野および国内法分野に分けた上で、分野ごとに卒業までに必要な単位数を設ける。

また、本学科においては、学生全員へ2年次秋学期に英語圏での海外留学を義務づける。そのための準備科目として、1年次春学期から2年次春学期にかけて、3学期間にわたる留学準備講座を必修科目として提供する。

選択必修科目としては、初年次導入科目で修得した基礎的な知識をふまえ、学生各自の問題意識の広がりに対応しうる学科科目群を設置する。本学科では、国際関係法分野、グローバル取引法分野、英語による比較法政・異文化理解分野の3分野を特徴的専門分野として設定している。これらの分野に属する科目は、グローバルな法的解決能力や柔軟な異文化理解力を高めるために選択科目として配当されるものである。

本学科においては2年次秋学期に海外留学を必修としているため、特徴的専門分野に属する科目はその前後に次のような方針に基づいて配当される。まず、留学前の1年次から2年次春学期までに、「国際法1-1, 1-2, 2-1」「国際人権法1」「EU法1」「国際私法1」などの概説的な科目を履修させ、海外において法学を学ぶための基礎となる知識を修得させる。

また、2年次春学期には、日本文化について英語で学ぶ前述の選択科目「Global Cultural Studies 1, 2」を配当して、自国の文化について英語で発信する能力を身に付けさせるとともに、「English for Legal Studies 1A, 1B」を配当して、法律英語の基礎的なスキルを留学前に修得させる。

帰国後の3・4年次には、海外留学中の学修成果を前提として、学科所属の専任教員が法学の各専門分野のトピックについて英語で講義を行う独自の科目「Global Legal Studies 1～6」、専門的な英語力をさらに高めるための語学科目「English for Legal Studies 2A, 2B, 3A, 3B」、国際的な視野から日本文化に関する高度の知識を英語で学ぶ科目「Global Cultural Studies 3」、さらには「国際人道法」「国際環境法1, 2」「国際法2-2」「国際海洋法」「国際知的財産法」「国際民事手続法」「EU法2」「国際私法2」などのグローバルな法領域に関わる専門的な法律科目、および専門的なテーマについて深く研究する少人数制の「演習」を配当する。さらに4年次には、学部・学科教育の総仕上げとして卒業論文指導を配当する。

また、後述するように、本学科においては、1・2年次に「教養教育」を行った後に「専門教育」を行うという従来の考え方を見直し、両者を有機的に結び付けた独自の科目「哲学と法」「文学と法」「食文化と法」「宗教と法」「情報と法」を異文化理解分野の科目として位置づけ、これを主に3・4年次に配当する。

各科目の配当年次、単位数、教育方法・履修指導方法は以下のとおりである。

(1) 明治学院共通科目

明治学院共通科目については、24単位を卒業までに必要な単位数とする。

- 1) 外国語基本科目 (4科目4単位必修)
英語コミュニケーション1A、英語コミュニケーション1B、英語コミュニケーション2A、英語コミュニケーション2B
- 2) キリスト教基本科目 (2科目4単位必修)
キリスト教の基礎A、キリスト教の基礎B
- 3) 情報処理基本科目 (2単位選択必修)
コンピュータリテラシー1、コンピュータリテラシー2
- 4) 上記以外の明治学院共通科目 (14単位選択必修)

(2) 学科科目

- 1) 必修科目 (20科目33単位)
本学科が提供する学科科目のうち、下記の(A)～(I)を必修科目とする。

(A) グローバル法入門1 (1年次春学期 2単位)

この科目においては、本学科の専任教員が、主権国家間の関係を規律する法として成立した国際公法について概説し、地球的課題に対して国際社会がどのように対処してきたかを明らかにする。少人数（1学年65名）の学科の特長を活かし、初学者のモチベーションを高める工夫を施した授業を行う。1学年65名に1クラスを配置する。

(B) グローバル法入門2（1年次秋学期 2単位）

この科目においては、本学科の専任教員が、国際結婚や国際契約など、複数の国にまたがって生じる私人間の法律関係に関する国際的な民事紛争解決の全体像を示し、国際私法・国際民事手続法・国際取引法等の関係科目への導入的な講義を行う。少人数（1学年65名）の学科の特長を活かし、初学者のモチベーションを高める工夫を施した授業を行う。1学年65名に1クラスを配置する。

(C) グローバル基礎演習1（1年次春学期 2単位）

この科目においては、1学年を1クラス20名程度の3クラスに分けた上で、本学科の専任教員が少人数の演習形式で授業を行う。担当教員は、現代社会における法的・政治的なテーマを取り上げた教材を用いながら、学生にプレゼンテーション、ディスカッションあるいはディベートの技法および作法を学ばせるとともに、小論文（レポート）を書かせて教員が添削指導を行うことにより、法学・政治学の基礎的素養とアカデミック・リテラシーを修得させる。

(D) グローバル基礎演習2（1年次秋学期 2単位）

この科目においては、「グローバル基礎演習1」と同様に、本学科の専任教員が少人数の演習形式で授業を行う。担当教員は、国内外の法律・政治制度を調査・研究する基礎的能力、とりわけコンピュータおよびインターネットを活用した情報収集能力の修得を目標に、法律文献調査（リーガル・リサーチ）・情報処理・報告（プレゼンテーション）等を学生に実習させる。1クラス20名前後の3クラスを配置する。

(E) 民法法の基礎1（1年次春学期 2単位）

民法法は、本学科の法律基礎分野、国内法分野の中核をなすものであり、グローバル取引法分野の多くの科目は、民法法の基礎的部分の理解を前提としている。本科目においては、本学科の専任教員が、学科の学生全員が民法法の核となる基礎的知識・思考方法を修得することを目的とし、民事紛争の解決手段、民事裁判の特徴、契約法の仕組みと重要なルールについて概説する。1学年65名に1クラスを配置する。

(F) 民法法の基礎2（1年次秋学期 2単位）

「民法法の基礎1」の学修を受けて、本学科の専任教員が、物権法など財産権保護の仕組み、民事裁判での紛争解決手段として最も用いられている不法行為法の仕組みと重要なルール、金融を可能にする債権担保制度の基本、日本の家族制度の基本について概説する。1学年65名に1クラスを配置する。

(G) Introduction to Japanese Law (1年次秋学期 2単位)

本学科の専任教員が、日本法を国外の相手に正確に伝える基礎的能力の修得を目標に、英文で書かれた日本法に関する教科書および資料を使い、講読・講義を併用した授業を行うことによって、現行実定法に関する最低限の基本的な知識を英語で学修させる。1学年65名を2クラスに分け、1クラス30名程度の2クラスを配置する。

(H) 専門外国語 (10科目16単位)

a) English for Global Communication (4科目4単位)

英語による「実践的なコミュニケーション能力」を留学前に修得させるため、1学年65名を能力別に1クラス20名程度の3クラスに分けた上で、英語教育を専門とする教員が、英語による授業に対応するためのリーディング、リスニング、スピーキング、ライティング能力の向上を目標にした少人数教育を行う。

「English for Global Communication 1A (1年次春学期), 1B (1年次秋学期), 2A (2年次春学期), 2B (2年次春学期)」を配置する。

b) English for Legal Studies (6科目12単位)

1学年65名を能力別に1クラス20名程度の3クラスに分けた上で、英語教育を専門とする教員が、法律的なトピックを素材にディスカッションできるコミュニケーション能力の修得を目標とした少人数教育を行う。

「English for Legal Studies 1A, 1B」は、海外留学前の2年次春学期に担当し、「English for Legal Studies 2A, 2B, 3A, 3B」は、帰国後の3年次に担当する。1クラス20名程度の3クラスを配置する。

(I) 留学準備講座1～3 (3科目3単位)

1年次春学期から2年次春学期にかけて3学期間にわたって、海外留学のための準備科目を開講し、教員が留学先の国、地域、大学について必要な情報を提供するとともに、学生自身に留学準備のためのグループ・ワークを行わせる。実習科目として1科目1単位とする。1学年65名に各学期1クラスを配置する。

2) 選択必修科目 (48単位)

(A) 国際関係法分野 (10科目中、3科目6単位以上)

本学科がめざす「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成のためには、国際関係の各分野に関わる法の理解が不可欠である。そのために、本学科では、国際法の基礎を学ぶ「国際法 1-1, 1-2」を1年次に配置するとともに、2年次春学期から3・4年次にかけて、「国際人権法 1, 2」「国際人道法」「国際海洋法」など、各分野の専門的な国際関係法を配置する。

科目：国際人権法1、国際人権法2、国際人道法、国際環境法1、国際環境法2、国際法1-1、国際法1-2、国際法2-1、国際法2-2、国際海洋法

(B) グローバル取引法分野 (22科目中、4科目8単位以上)

本学科がめざす「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成のためには、国際取引をはじめとする国際性ある私人間の法律関係の規律に関する各分野の法や、外国法に関する知識が不可欠である。そのために、本学科では、国際私法とEU法の基礎を学ぶ「国際私法1」「EU法1」を2年次に配置し、帰国後の3・4年次においては、その展開科目としての「国際私法2」「EU法2」のほか、外国法に関する諸科目および国際取引に関係の深い各種の専門科目を配置する。

科目：EU法1、EU法2、フランス法1、フランス法2、ドイツ法1、ドイツ法2、アメリカ契約・不法行為法1、アメリカ契約・不法行為法2、国際租税法、国際私法1、国際私法2、国際取引法、グローバル企業法、経済法、国際経済法、国際消費者法、知的財産法1、知的財産法2、国際知的財産法、国際民事手続法、国際仲裁、ワイン法

(C) 英語による比較法政・異文化理解分野 (21科目中、5科目10単位以上)

本学科においては、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」に不可欠な3つの能力（Ⅰ.柔軟な異文化理解力、Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力、Ⅲ.法的な解決能力）を相互に関連づけながら修得させるための科目を、1年次から4年次まで配置する。

a) 英語による比較法政分野

3・4年次には、海外留学中の学修成果を前提として、学科所属の専任教員が法学の専門的なトピックについて英語で講義を行う本学科独自の科目「Global Legal Studies 1～6」を配置する。

科目：Global Legal Studies 1、Global Legal Studies 2、Global Legal Studies 3、Global Legal Studies 4、Global Legal Studies 5、Global Legal Studies

6

b) 異文化理解分野

日本の文化を相対化して捉え、異文化を柔軟に理解する能力を修得させるために、1年次秋学期には「グローバル社会から見た日本」「宗教と法」を、海外留学前の2年次春学期には、日本文化について英語で学ぶ「Global Cultural Studies 1, 2」を配置する。また、3・4年次には、教養教育と専門教育を有機的に結び付けた本学科独自の科目「哲学と法」「文学と法」「食文化と法」「情報と法」などを配置する。

科目：Global Cultural Studies 1、Global Cultural Studies 2、Global Cultural Studies 3、グローバル社会と宗教、グローバル社会から見た日本、国連大学講座1、国連大学講座2、イスラム法、教会法、哲学と法、文学と法、食文化と法、宗教と法、情報と法、比較公法史

(D) 国際政治経済分野（19科目中、3科目6単位以上）

「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」を育成するため、国際政治・国際経済に関する基本的知識を修得させることが必要であると考へ、1年次から「国際政治学1, 2」「世界経済の基礎」などの国際政治経済分野の科目の履修を要求している。また、諸外国の政治に関する理解を深めるため、3・4年次に「比較政治」「アジア政治」「アメリカ政治」といった科目を配置する。

科目：世界経済の基礎、国際金融の制度と政策1、国際金融の制度と政策2、国際政治学1、国際政治学2、比較政治1、比較政治2、国際関係史1、国際関係史2、国際組織論1、国際組織論2、戦争と平和1、戦争と平和2、行政学1、行政学2、アジア政治1、アジア政治2、アメリカ政治1、アメリカ政治2

(E) 法学基礎分野（9科目中、3科目6単位以上）

本学科の学びの中心となる国際関係法分野、グローバル取引法分野、そして留学時に受講する「海外法律学習」の理解に不可欠な科目として、まず1年次春学期に、法制度の全体像と公法・刑事法の基礎を学ぶ「法学入門」を配置した上で、さらに人権を中心に学ぶ「憲法1-1, 1-2」、取引の基本ルールを学ぶ「民法総則1」「契約法1」などを1年次に配置し、2年次春学期までに集中して法律学の基本科目を学ばせる。

科目：法学入門、憲法1-1、憲法1-2、民法総則1、民法総則2、契約法1、契約法2、不法行為法、親族法

(F) 国内法分野（32科目中、2科目4単位以上）

法律学科・消費情報環境法学科が展開している豊富な法律学および隣接分野科目から、グローバル法学科の学びに関連する科目を1年次から配置する。この分野においては、学生が自らの関心に従い、履修モデルを参考に、科目を自由に選択できる

ようにしている。

科目：憲法2-1、憲法2-2、物権法1、物権法2、債権総論1、債権総論2、相続法、会社法1、会社法2、会社法3、海商法、保険法、民事訴訟法1、民事訴訟法2、行政法1-1、行政法1-2、行政法2-1、行政法2-2、刑法総論1、刑法総論2、刑法各論1、刑法各論2、消費者問題と法、消費者行政法、租税法1、租税法2、労働法1、労働法2、金融商品取引法、環境問題の基礎、環境問題の発展と法1、環境問題の発展と法2

(G) 留学科目（7科目中、4科目8単位以上）

a) 海外英語学習（2年次秋学期 4科目8単位）

本学科においては、実践的な英語力の修得と異文化理解を深めるため、学生全員へ2年秋学期に海外における英語学習を義務づける。海外の提携大学での英語クラスでの学習に対して、本学科の専任教員が提携大学との連携のもと、教材や授業方法について事前に協議し、各学生の留学先での学習状況・達成度について提携大学からの報告をもとに、2単位の学習に相当する英語学習を行ったかを判断し、単位認定を行う。

科目：海外英語学習1、海外英語学習2、海外英語学習3、海外英語学習4

b) 海外法学学習（2年次秋学期 3科目6単位）

2年次秋学期の留学期間中に提携大学で提供される留学先国の司法制度、政治制度、法文化などのテーマに関する授業での学習に対して、本学科の専任教員が講義内容・教材・授業方法について事前に協議し、各学生の学習状況・達成度について提携大学からの報告をもとに、2単位の法学学習に相当するかを判断して、単位認定を行う。

科目：海外法学学習1、海外法学学習2、海外法学学習3

3) 選択科目（14単位以上）

(A) 自由選択科目（演習、フィールドワーク、関連科目）

「演習（3年次）」、「卒業論文（4年次）」、「演習・卒業論文（3・4年次）」、「フィールドワーク1, 2」、法律学科・政治学科・消費情報環境法学科・他学部提供の学科科目のうち、グローバル法学科の学修を深化・拡張する観点から履修に適する関連科目（「災害ボランティアと公共政策1, 2」、「法学部生のキャリアデザイン講座」、「キャリアデザイン特講」）などを自由選択科目とする。

(B) 選択必修科目のうち科目群の必要単位数を超えて取得した科目

以上のような各科目区分・専門分野における配当年次の考え方と、本学科の学生が修得すべき3つの能力（Ⅰ.柔軟な異文化理解力、Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力、Ⅲ.法的な解決能力）の関連性をあらわした図は（資料2）のとおりである。

イ 卒業に必要な単位数

本学科における卒業に必要な単位数は、130単位であり、その内訳は次のとおりである。

(1) 明治学院共通科目 24単位

- 1) 外国語基本科目 4単位
- 2) キリスト教基本科目 4単位
- 3) 情報処理基本科目 2単位
- 4) その他の明治学院共通科目 14単位

(2) 学科科目 95単位

- 1) 必修科目 33単位
- 2) 選択必修科目 48単位
- 3) 選択科目（必要単位数を超えて履修する選択必修科目および自由選択科目）14単位

(3) フリーゾーン（明治学院共通科目、学科科目いずれからも取得可）11単位

ウ 履修指導方法

法学部では、学生の学習関心および希望進路に応じて「履修モデル」を作成し、それぞれのモデルに沿った履修を心がけるよう指導している。法律学科では、(1)法科大学院進学その他法律関係の資格取得希望者、(2)公務員および公益的活動志望者、(3)民間企業希望者の3つのモデルを作成し、消費情報環境法学科では、(1)法科大学院進学希望者、(2)公務員志望者、(3)企業活動志望者、(4)消費者部門志望者、(5)環境部門志望者、(6)国際業務志望者の6つに分けた履修モデルを作成している。また政治学科では、将来の進路にかかわらず、学科教育の重点分野ごとに、(1)ガヴァナンスの研究、(2)国際政治の研究、(3)メディア・ポリティクスの研究、の3つのモデルを作成し、これに沿った履修を指導している。

さらに法学部では、すべての学生に「学習自己管理カルテ」を配布して自分の学習の進展状況を自己管理させ、一部の授業で学期末に提出させて履修指導の一助としている。各年次の履修単位については、年間48単位までの上限を定め、計画的な履修を指導している。1年次および2年次末には、単位修得状況の思わしくない者を個別に面接して、学科主任が履修指導を行っている。

本学科でもこれに準じた履修指導体制をとる。本学科が採用する「履修モデル」につい

ては次項で述べる。

エ 履修モデル

必修科目（33単位）に加え、各自の進路・志向に応じて系統的に履修するための選択必修科目・選択科目のモデルを示す。

(1) グローバルな視点から国家間の法律・政治問題を学びたい者(資料3-1)

(外務省職員、国際公務員、国際NGO等をめざす者)

国家間の紛争、環境・人権問題のように地球規模で起きる公益的問題に関心をもつ者は、国際関係法分野を中心に履修する。また、「国際政治学」「国際関係史」「世界経済の基礎」などで、国際関係法が対象とする国際紛争の実体理解を得、「法学入門」「憲法」を中心に法学の基本を修得することで国際関係法の理解を深める。国際法のテーマを扱う「Global Legal Studies 5, 6」では英語で発展的内容について学び、国際紛争、環境・人権問題についての法的解決能力を高める。

(2) グローバルな視点から国際取引のルールを学びたい者(資料3-2)

(多国籍企業、商社、民間企業の国際取引部門等をめざす者)

国境を越えた企業間の契約、多国籍企業の法律関係など国際取引に関心をもつ者は、グローバル取引法分野を中心に履修する。また、「世界経済の基礎」「国際金融の制度と政策」などで現在の国際取引の実体や具体的な問題を理解し、「法学入門」「民法総則」「契約法」「会社法」を中心に取引に関する法学の基本を修得することでグローバル取引法の理解を深める。国際取引法のテーマを扱う「Global Legal Studies 1, 4」では英語で発展的内容について学び、将来、多国籍企業、商社、民間企業の国際取引部門で活躍できる法的解決能力を高める。

(3) グローバルな視点で法と文化を学びたい者(資料3-3)

(国際ジャーナリスト、アナウンサー、エアライン・スタッフ等をめざす者)

グローバルな視点で異文化と自文化を理解したコミュニケーション能力と法的解決力を身につけたい者は、「国際法」「国際私法」などでグローバル法の基礎となる部分を、「法学入門」「憲法」などで日本の法制度のアウトラインを学びながら、異文化理解分野を中心に履修する。「宗教と法」「食文化と法」など文化と法の関連を考える科目、英語で文化について学ぶ「Global Cultural Studies」などを通じて、異文化に属する者とのコミュニケーション能力と法的思考力を高める。

(4) グローバルな視点を持ちながら国内の法律を学びたい者(資料3-4)

(国際弁護士、一般企業、公務員をめざす者)

グローバルな視点・法知識を活かしながら国内法の修得をめざす者は、「国際法」「国際私法」などのグローバル法の基礎となる部分と「グローバル社会から見た日本」「Global Legal Studies」などの異文化理解科目を学びながら、「憲法」「民法」「行政法」など国内法の中心となる科目を履修する。法科大学院への進学、公務員試験を視野に入れながら、上記科目などの履修、「海外英語学習」「海外法学学習」を通じて、本学科の基本要素である法的解決能力、異文化理解力、およびコミュニケーション能力をバランスよく高める。

オ 年間履修登録上限

大学設置基準第27条の2に基づき、各年次にわたって適切に授業科目を履修できるよう、授業科目の配当年次や履修要件について適正に設定する。本学科において、履修登録の上限は、各年次とも年間48単位とする。

カ 他大学における授業の履修等

「明治学院大学学則 第27条の3」（資料4）において、教育上有益と認める場合、本学と単位互換について協定する大学において授業科目を履修させることができると定めている。また、「明治学院大学学則 第42条の2」（資料4）では、本学の授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定する場合、60単位を超えない範囲とすることを定めている。

⑦ 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

(1) 教育にふさわしい環境と整備状況

本学は白金キャンパス（東京都港区）と横浜キャンパス（神奈川県横浜市）の2校地を有しており、主に1・2年次生は横浜キャンパスで学び、3・4年次生は白金キャンパスで学んでいる（国際学部生は4年間横浜キャンパスで学んでいる）。歴史的な文化財建造物が点在する白金キャンパスは「ヒストリカル・キャンパス」と位置づけており、落ち着いた環境と交通の便に恵まれたキャンパスである。横浜キャンパスは豊かな緑地を確保し環境重視の「エコキャンパス」と位置づけており、太陽光パネルの設置や雨水・井戸水の有効利用を含めて整備が完了している。

平成27(2015)年度には横浜キャンパスに、憩いの場、学習の場としてクララ・ラウンジ（学生ラウンジ）を新設（124席）した。横浜キャンパス図書館も全面リニューアルし、新たにアクティブラーニングのためのエリア「アクティブコモンズ」（207席）、「アクティブラボ」（38席）を整備している。8号館1Fにはライティング支援カウンターを配置するなど、学習環境の充実を図っている。

なお、次期国立大学法人等施設整備5か年計画策定に向けた中間報告（平成28～

32(2016～2020)年度)の目標の1つとして、「大学教育の質的転換に資するよう、学修環境の整備に際しては、ラーニング・コモンズやアクティブ・ラーニング・スペースを引き続き推進していく」ことが掲げられており、そのための教育の質的転換を図ることを目的として整備された多様な学習スペースの優良な事例を調査した「平成27年度文部科学省委託事業 教育の質的転換を図る多様な学修スペースの整備に関する調査」において、本学横浜図書館のリニューアルが先行事例として掲載されるなど、本学の教育にふさわしい環境の整備は一定の評価を受けている。

(2) 学生の休息その他の利用のための適当な空地の整備状況

両キャンパス共に屋外スペースにはベンチが置かれ、またこれらの場所は教室棟に近い位置にあり、休息や語らいの場、その他の利用のための環境として整備している。

(3) 運動場の整備状況と利用計画

白金キャンパス内には、白金グラウンド(5,167㎡)およびアリーナ(1,565㎡)と道場2室(207㎡、195㎡)を設けている。横浜キャンパス内には、ヘボンフィールド(15,893㎡)およびテニスコート(1,910㎡)、体育館(5,030㎡)を設けている。その他に、野球場・テニスコート・多目的グラウンドを有する戸塚グラウンド(48,872㎡)を設けている。これらは、授業での利用のみならず、学生の課外活動にも活用する目的で既に整備されている。

イ 校舎等施設の整備計画

(1) 教員の研究室、必要な教室の整備計画の考え方

本学科は、法学部法律学科の入学定員から50名、社会学部社会福祉学科の入学定員から15名を移動する形で、学生数65名で発足する。教員は既存の法学部内での移籍と新規採用による設置計画を進めている。

そのため、既存の法学部の他学科とは、研究・教育面で密接な関係が存在することから、施設・設備等の整備計画の面では、特に新規の措置は必要なく、学科設立後、必要に応じ教育研究環境の改善計画を策定する。

本学は、白金キャンパスと横浜キャンパスの2校地に研究・教育拠点を置いているが、本学科は既存の法学部同様、基本的には白金キャンパスに拠点を置くものとする。今回の学科新設では、法学部全体の入学定員が15名、教員が1名増加するに留まるため、施設面の変更についてはほとんど生じないと考えている。

(2) 施設設備の必要性

本学科の特色である、1年次に、法的な教材を用いながらコミュニケーション能力向上を図る科目「グローバル基礎演習」は、少人数クラス(1クラス20名前後)であるが、

本学科の定員が65名であるため、必要となる教室数は3室程度である。1年次に使用する横浜キャンパスの普通教室数は97室で、このうち小教室は52室ある。この科目を同一曜時限に実施するとしても十分な教室が確保されている。(資料5)

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

白金、横浜キャンパスには大学図書館が設置されている。設置学部・研究科の分野を中心に幅広い分野の和洋図書および和洋雑誌を取り揃えており、図書約118万冊、定期刊行物約1万2千種類、視聴覚資料約3万8千点を所蔵している。そのうち法律分野の図書は和洋合わせて約9万6千冊に上る。過去3年間の図書の受け入れ状況は概ね1年間で2万点である。

法律分野に関する資料、文献等については、これまで毎年、法学部において教員等の希望も参考にしながら選定の上、追加購入をしてきており、本学科のために必要な資料、文献等を既に保有している。今後も本学科の教育研究活動のさらなる充実のために、資料、文献等の追加購入を行っていく。

資料検索については、学内外から蔵書検索システム(OPAC)によるWeb検索が可能である。またMyLibraryというポータルサイトによる他キャンパス資料の取り寄せの申し込み、貸出中図書の予約申し込み等が可能である。

利用可能なデータベースについて、法学分野においては日本最大級の法律情報サービスであるTKC提供のLEX/DBインターネットや第一法規法情報データベース(D1-Law)、LEXIS/NEXIS(法学部所属の学部生、院生、教員のみが利用可能)、などの利用が可能であり、これらは自宅等学外からの利用も可能となっている。DVDによるデータベースとしては、法学分野の最高裁判所判例解説DVD、ジュリストDVD、判例百選DVDなどを図書館内にて提供している。電子ジャーナルについては約5万種類が閲覧可能である。

白金キャンパス、横浜キャンパスの図書館の閲覧室、閲覧席数などの設備については、本学科新設においても法学部の入学定員数が15名増え、社会学部の入学定員数が15名減少するのみであり、現存の設備にて十分対応可能と考えている。図書館内には学科の重視する教育に寄与するものとして前述の法学分野DVD閲覧優先PCを設置しているほか、CDやDVD等の視聴覚資料とデータベースや電子ジャーナルといったWeb経由のオンライン資料を融合的に利用できる閲覧席が整備され、図書館の環境は充実している。

他の大学図書館等との協力という点においては、通常の資料相互貸借(ILL)や複写サービスに加えて、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム(加盟8校 青山学院大学・学習院大学・國學院大學・東洋大学・法政大学・明治大学・立教大学・明治学院大学)を形成し、これらの図書館の蔵書についての横断検索、相互利用(入館利用、貸出利用)が可能となっている。また、横浜図書館は横浜市内大学図書館コンソーシアム(神奈川大学・関東学院大学・慶應義塾大学日吉・國學院大學たまプラーザ・鶴見大学・桐蔭横浜大学・東京都市大横浜キャンパス・東洋英和女学院大学・フェリス女学院大学・横浜国立大学・横浜商科大学・横浜市立大学・明治学院大学横浜校舎)に加盟しており、入館利用が可能と

なっている。これらの協力関係により、利用者にとってより利便性の高いサービスを提供している。

⑧ 入学者選抜の概要

本学科は、“Do for Others(他者への貢献)”という本学の教育理念のもとで、「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」を駆使して、様々な分野で「グローバル人材」として活躍することのできる人材の育成をめざすものであり、そのために、コミュニケーション能力を修得するための科目を初年次に集中的に配当し、法的な解決能力を修得するための基礎科目や専門的な法律科目、さらには異文化理解力を修得するための科目を提供する。

ア 「入学者の受入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー)

本学科の「入学者の受入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー)については「②学科の特色」で述べたとおりである。

ここで挙げた「求める人材像」および「入学者選抜の基本的方針」に基づき、複数の選抜方法によって学生を集めることを想定している。

イ 入学者選抜方法と募集人員

本学科の定員は65名とし、次の入試制度を設ける。

指定校推薦入学試験	6名
系列校特別推薦入学試験	6名
自己推薦 A0 入学試験	15名
私費外国人留学生入学試験	若干名
一般入学試験 全学部日程	4名
一般入学試験 A 日程	30名
一般入学試験 B 日程	4名

※入試制度ごとの人員は予定である。

指定校推薦入試および系列校特別推薦入試においては、法的な知識と解決能力を身につけ、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成という本学科の人材養成目的・教育目標を理解しているか否か、また入学後の本学科の教育課程に主体的に取り組む意欲を有しているか否かについて、面接等において確認・評価する。

A0 入試においては、様々な分野で活躍する「グローバル人材」の育成という本学科の理念に適う以下の人材を求める。

1. 急速にグローバル化する政治・経済・文化状況に関心をもっていること

2. 「Ⅰ.柔軟な異文化理解力」と「Ⅱ.実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「Ⅲ.法的な解決能力」を身につけた上で、「世界市民」として国境を越えて活躍しようとする高い志をもっていること
3. 英語に対する強い関心と潜在的な能力をもつとともに、法的な知識と思考方法に興味をもち、現代社会において生じる様々な問題を法的な観点から解決しようとする意欲をもっていること

A0入試においては、留学生を受け入れるため、出願時点で、海外において現地の教育課程に基づく正規教育機関に継続して在学し、海外経験の豊富な者や、入学時点で、国内の外国人学校に、日本の高等学校または中等教育学校(後期課程)と同等の課程の最終学年を含め3年以上在学した者、もしくは在学する見込みの者にも出願資格を認める。

第一次選考(書類審査)に合格した者に対して、筆記試験(小論文・英語)および面接試験を課す。面接試験においては、法的な知識と解決能力を身につけ、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成という本学科の人材養成目的・教育目標を理解しているか否か、また入学後の本学科の教育課程に主体的に取り組む意欲を有しているか否かを評価し、選抜を行う。

私費外国人留学生入学試験においては、日本国籍を有しない者を対象として、「日本留学試験」(日本語・総合科目/数学)の成績および面接試験に基づいて選抜を行う。面接試験においては、法的な知識と解決能力を身につけ、「世界市民」としてグローバル社会において活躍しうる「グローバル人材」の育成という本学科の人材養成目的・教育目標を理解しているか否か、また入学後の本学科の教育課程に主体的に取り組む意欲を有しているか否かという点に加えて、本学科の授業を理解するのに十分な日本語力を有するか否か、また2年次秋学期の海外留学までに十分な実践的英語力を修得するための前提となる基礎的な英語力を有するか否かという点も評価する。

全学部入試、A日程入試、B日程入試においては、筆記試験のみによる選抜となるが、教育課程に取り組む前提として、知識・技能、思考力・判断力・表現力等において、高等学校等で修得すべき基礎的な能力(国語・外国語・地理歴史・政治経済・倫理・数学・自然科学などの基礎力)を身につけているかどうかを評価し、選抜を行う。

⑨ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

ア 実習先の確保の状況

(1)海外留学

すでに「②学科の特色」に記載したように、本学科においては1学期の期間にわたる長期海外留学を2年次秋学期の必修科目として位置づけ、国内外のグローバル化の現状を自分自身で見聞する機会を学生全員に提供することとしている。そのため、語学教育

および法学教育を併せもつ海外の大学（英語圏諸国）との間で、4～5 ヶ月にわたる特別プログラムを設定し、実践的な英語力の修得と異文化理解を深めるための科目（海外英語学習 1～4）、および留学先国の司法制度、政治制度、法文化などのテーマについて英語で学ぶ法学入門的あるいは法学概論的な科目（海外法学学習 1～4）を提供する。

そのために、アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリアの諸大学との間で、上記の特別プログラムを設計、実施する（資料 6）。留学による語学教育の効果を高めるために、海外の大学には、65 名の学生を各大学に 10 名程度に分けて留学させる。

(2) フィールドスタディ

国内において、外国人法律案件や難民申請支援、あるいは国外取引を扱う諸団体などにおいて学外実習を提供する。

イ 実習先との連携体制

(1) 海外留学

本学は、すでに 40 を超える海外の大学と協定を結び、期間 1 年の長期留学を実施している。本学科の長期留学においては、そうした本学の経験と実績を活用しながら、効果的な留学環境、留学生の安全、ならびに本学科のディプロマ・ポリシーで掲げている 3 つの能力（Ⅰ. 柔軟な異文化理解力、Ⅱ. 実践的なコミュニケーション能力、Ⅲ. 法的な解決能力）の修得を実現するための連携体制を構築する。具体的には、次のようなものである。

1) 事前準備

- (A) 学生に対し、1 年次春学期から 2 年次春学期にかけて、3 学期間にわたる「English for Global Communication」に加えて、「Introduction to Japanese Law」および「English for Legal Studies」を必修科目として提供し、留学に必要な語学能力のみならず、英語で日本法を紹介する能力および外国法を学ぶ能力の基礎を身につける機会を提供する。
- (B) 学生に対し、1 年次春学期から 2 年次春学期にかけて、3 学期間にわたる「留学準備講座 1～3」を必修科目として提供し、留学や海外生活の技術や心構えのみならず、留学先大学担当者および各国大使館関係者から、留学先の大学施設とプログラム概要および相手国の国情や文化などについても説明を受ける機会を設ける。
- (C) 留学先のプログラムについては、本学科が留学先大学と事前に協議し、学生の能力に応じた語学プログラムのみならず、本学科の履修目的に沿った法律関連科目を策定し、併せて現地での特に法に関連する見学や学外学習を含めるようにする。

2) 留学中のケア

- (A) 本学科は、相手先大学のみならず、現地の日本領事館とも密接に連携を保つ。
- (B) 本学科に、留学オフィス（仮称）を設け、留学中の学生の窓口となって諸事に対応

する。(危機管理体制については後述する。)

(C) 留学期間中は、本学科教員が相手先大学を訪問し、学生の学習および生活の状況を把握する。

(2) 危機管理体制

本学の認定留学による派遣学生については、これまでも株式会社 JTB の危機管理サービス（トータル・サポート・プログラム）を利用することにより、傷害や疾病その他、急を要する事態に対しても迅速に対応しうる体制を整えてきた。さらに、経済学部国際経営学科においては、これに加えて下記のような方針に従って、学科独自の危機管理体制を構築している。

1. 学部長・学科教員に対する危機管理シミュレーションの実施
2. 学生および保証人に対する危機管理説明会（参加必須）
3. 学生への携帯電話のレンタル義務化（有料）
4. 学生と担当教員との連絡網（スマートフォン・アプリの活用）、保証人と担当教員との連絡網（大学のメール・システムの利用）の整備

本学科においても、経済学部国際経営学科を参考にしつつ、危機管理体制を構築するとともに、留学前の日常的な危機管理対策として、学生の意識を高めるための事前教育、学生の組織化、学生と教員との信頼関係の構築などのきめ細かい施策を講じる。

1) 留学後のフォローアップ

- (A) 留学を終了した学生には、その成果を発表する機会を設ける。
- (B) 修得した語学力と法学知識を前提として、3 年次および 4 年次に、英語による法律科目である「Global Legal Studies」を複数提供する。

2) フィールドスタディ

相手先団体に学外実習の目的を理解してもらった上で、相手先団体の受入体制を確保してもらう。いずれも見学実習が主であるため、本学科の教員が学生引率して実施し、適宜説明を加えて見学実習を効果的なものとする。

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

(1) 海外留学

留学先での学習達成度については、留学先大学からの学修状況・達成度の報告をもとに、留学科目（7 科目中、4 科目 8 単位以上）について、「海外英語学習」（4 科目 8 単位）および「海外法学学習」（3 科目 6 単位）として修了単位の認定を行う。

(2) フィールドスタディ

フィールドスタディを実施する科目に応じて、学期終了時に試験またはレポートによる成績と単位の認定を、担当教員において行う。

⑩ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学には白金キャンパスと横浜キャンパスの2校地があり、1・2年次には横浜キャンパス、3・4年次は白金キャンパスにおいて教育を行い、専任教員は両キャンパスで授業を開講している。

校地は1時間程度で移動が可能であり、両校地で授業を担当する教員の移動についても問題ない。また、法学部では両キャンパスに特別TA室を設置して月曜日から金曜日まで開室している。修士（法学）の学位を有する法学部特別TAを3、4名配置し、授業内容の質問、法律の勉強方法、レポートの書き方などの学習支援を行い、指導の充実を図っていることから、本学科についても当該特別TA制度を利用し、教育に不具合が生じないように配慮する。さらに、いずれのキャンパスに通う学生にとっても不便が生じないように、各教員のオフィスアワーは原則として各教員の研究室のある校地で設定し、他校地においては授業の前後に学生相談室において対応する。

1・2年次配当の必修科目で再履修が発生しうる科目については、白金キャンパスで再履修クラスを開講し、やむを得ず両キャンパスに通学するようなことが無いように配慮しているため、時間割上の問題も無い。

⑪ 管理運営

法学部教授会は法学部所属の教授、准教授、専任講師によって構成し、原則として月に1回学部長によって招集し、「明治学院大学学則 第66条」（資料7）により規定されている次の事項を審議する。

- (1) 学部長候補者の推薦に関する事項
- (2) 教員の任免、留学者の人选等学部の人事に関する事項
- (3) 学部の予算編成に関する事項
- (4) 学科の設置および廃止に関する事項
- (5) 授業科目の設置および廃止に関する事項
- (6) 入学、編入学、卒業および学位に関する事項
- (7) 学科課程ならびに履修指導に関する事項
- (8) 留学、退学、休学および転学科に関する事項
- (9) 学生の賞罰に関する事項
- (10) 試験に関する事項
- (11) 委託生、科目履修生および外国人学生に関する事項
- (12) その他学部の組織運営に関する事項

教授会での審議を円滑に行うため、各学科の教授、准教授、専任講師によって構成される学科会議は、原則月に1回、学科主任によって招集され、学科に係わるカリキュラム、人事、学籍、予算等必要な事項について審議する。

⑫ 自己点検・評価

本学では、「明治学院大学自己点検・評価規程」(資料 8) を定め、同規程に基づき、自己点検・評価運営委員会を設置し、大学としての自己点検・評価に関わる意思決定を行っている。この委員会は学長を委員長とし、副学長、理事会代表、各学部(含む教養教育センター)長、各研究科委員長、全学共通科目教育機構長、学長室長、大学事務局長、その他各部局部長から構成されており、法人を含めた全学的な組織となっている。

この委員で承認された、自己点検・評価のスケジュールや点検・評価項目に基づき、各項目に該当する学内各組織が自己点検・評価を行う体制をとっている。平成 28(2016)年度現在、自己点検・評価項目は、大学基準協会における点検・評価項目に準拠した、(1)理念・目的、(2)教育研究組織、(3)教員・教員組織、(4)教育内容・方法・成果、(5)学生の受け入れ、(6)学生支援、(7)教育研究等環境、(8)社会連携・社会貢献、(9)管理運営・財務、(10)内部質保証を採用している他、適宜、都度、大学運営において点検評価の必要性を認識される事項も併せて対象にしている。

各項目について対象となる学内各組織が中期目標を設定し、進捗状況を年次で確認、自己点検・評価運営委員会に対して報告を行うことをもって毎年の自己点検・評価活動としている。この結果を受け、各組織は目標達成に向け、計画の修正、施策の見直し等を検討し改善・発展を推し進める一助としており、この点において、本学では PDCA サイクルによる改善の取り組みは適切に機能しているといえる。

また、これらの自己点検・評価活動およびその結果の客観性を担保するために平成 20(2008)年度より「明治学院大学外部評価委員会」(資料 9) を設置し、その評価を受けている。外部評価委員会は 10 名以内の学識経験者等により組織されている。委員会は、年 1 回開催され、本学が上記により毎年、自己点検・評価を行う項目のうち、各年 2~3 項目について本学が作成する報告書を基に検討および評価を行い、本学の教育・研究等の向上に資する提言を行っている。本学ではこの提言を受けて教育・研究のあり方に関する改善方針について回答し、外部評価委員会の提言と合わせて大学ホームページで公開している。提言およびそれに対する回答は各学部・部局等に報告され、改善方針に沿って施策の検討・修正等に反映される。本学科もこの体制のもとで自己点検・評価し、その結果を公開する。

法学部では、教育理念について定期的にアンケートを実施している。また、教育内容・方法に関する評価として、大学全体で学生による授業評価を専任教員だけでなく非常勤講師が担当する科目も含め、毎学期実施している。評価内容としては、授業への熱意、講義内容とシラバスの記述との対応、資料配布・提示の適切性、授業時間の有効利用などについて、質問項目を設けている。また、学部独自のものとして、「講義を通じて、学部学科の教育理念・教育目的に対する理解・共感を深めることができたか」「『学習自己管理カルテ』等を用いて学習成果の自己診断をしていますか」といった質問項目を設けている。本学科では、学生による授業評価については、個々の教員レベルでの授業改善だけでなく、中期的見通しをもって学科の教育課程のあり方、授業方法のあり方等について、学年進行

に伴って点検・評価したうえで、独自の分析・検討を行い、教育実践のあり方に確実に反映させていく。

法学部では、前述のように、授業内容・方法とシラバスの整合性もまた、毎年、学生による授業評価の際のチェック項目となっており、これを検証している。平成25(2013)年度秋学期の授業評価では、学生の概ね74%（法律学科74%、消費情報環境法学科74%、政治学科76%）がその整合性について認めている。本学科もこの方針を継承し、授業内容・方法とシラバスの整合性を高めるように努める。

また、法学部では、教員相互間で教育能力の向上を図るため、平成24(2012)年度より、他の教員に対する授業公開（授業参観）を実施している。授業を公開した教員は、平成24(2012)年度は18名で全専任教員の41%、平成25(2013)年度は20名で全専任教員の46%、平成26(2014)年度は18名で全専任教員の41%となっている。本学科においても同様に、授業公開を実施し、相互研鑽により教員の教育能力を高めていく。

さらに、法学部では、平成26(2014)年度、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度と、継続的に学生による履修モデルの利用を調査している。政治学科を例に説明すると、平成26(2014)年度では128名の1年生を調査したところ、78名が履修モデルを参考にしていると回答した。同学科平成27(2015)年度では131名の学生のうち66名が履修モデルを参考にしていると回答した。いずれも過半数を超えている。法律学科と消費情報環境法学科でも同様に、履修モデルが学生の知的関心を引き出す役割を果たしていることがデータから読み取れる。本学科においても、既存学科と同様に、本学科が提示する履修モデルの意義・有効性について継続的に調査を実施する予定である。

以上のように、本学科は本学および法学部の自己点検・評価体制のもとで、現行の基本方針を発展的に継承していく。

⑬ 情報の公表

本学では、大学のホームページ、学部学科のオリジナルホームページを充実させ、情報提供に努めている。これらのホームページで提供している情報は、大学の理念・目的、学部学科等の教育目標と教育方針、カリキュラム、シラバス、学則、大学の基本情報（定員、学生数、教員数等）、自己点検・評価報告書、財務情報、事業計画、事業報告、教員の専門分野、プロフィール（著書・論文、所属学会等）等である。

本学科も、既存の学部ホームページを改訂し、学科独自の教育プログラムをすみやかに開示、発信できる体制を構築する。また、「明治学院大学案内」（冊子）に本学科の情報も掲載し、進学希望者向けにパンフレットも発行する。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/about/history/doforothers/>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/organization.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/number/fulltime_faculty_members.html

<http://gyoseki.meijigakuin.ac.jp/mguhp/KgApp>

エ 入学者の受入れに関する方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/academics/faculty/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/academics/graduate/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/number/#undergraduate>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/number/#graduate>

http://www.meijigakuin.ac.jp/office/career/data/number_graduates.html

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/tani_sotsugyou.pdf

http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/tani_shuuryou.pdf

<https://kyomu.meijigakuin.ac.jp/kyomu/UnSSOLoginControlFree>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たりの基準に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/seisekihyouka.pdf>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育・研究環境に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/campus.html>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/campus/shirokane/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/campus/yokohama/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/facilities.html#totuka>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/joho/>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/accounting/>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.meijigakuin.ac.jp/office/career/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/international/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/support/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/health/>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/office/counsel/>

- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

<http://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/>

⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

ア 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画

大学全体でのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教学改革担当副学長を委員長とする FD・教員評価検討委員会（資料 10）が中心となり、基本方針を策定している。

法学部においては、この基本方針のもとで積極的に FD 活動を行ってきた。過去 2 年間（平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度）に法学部が行った具体的な FD 活動は次のとおりである。

(1) 法学部 平成 26(2014)年度 FD 活動実績

1) 授業公開

春学期と秋学期に教員間で授業公開を行っている。平成 26(2014)年度は、春学期は、5 月 7 日から同月 20 日の 2 週間、秋学期は、11 月 5 日から同月 18 日の 2 週間、実施した。事前にアンケートで、実施科目、事前連絡の有無等を確認して、授業公開一覧表を作成して、掲示およびメール配布をした。

2) 定期試験の問題と解説の公表

平成 25(2013)年度から、e-Learning 上または学部オリジナル HP 上で、定期試験の問題と解説または講評を公表している。平成 26(2014)年度の春学期定期試験については、8 月 26 日から 9 月 8 日まで公開した。秋学期定期試験については、3 月 11 日から 3 月 22 日まで公開した。解説・講評の公表が主目的であり、問題の公開は任意である。掲載場所は、e-Learning 上の「講義内容」（開示期間の設定が可能）または「教材」（開示期間の設定は不可）のどちらかであり、e-Learning を使用しない教員のために HP 上の掲載場所も設けた。

3) 法律学科の FD 会議

法律学科では、例年秋学期開始時に FD 会議を実施している。平成 26(2014)年度は 9 月 24 日に 1・2 年次配当科目 FD 会議として、「民事法入門」、「刑事法入門」、「法

学基礎演習」、「債権総論」について、FD 会議を実施した。「民事法入門」については、今回初めて統一教科書にもとづく統一テストが実施され、その講評が行われた。また、11月12日の法律学科会議では、FD 会議の一環として、平成27(2015)年度に新設される1年次秋学期の「基礎演習2」のモデルシラバスについて検討を行った。また、学科設立50周年を迎える平成28(2016)年度の授業開始に向けて「基礎演習1」（従来の法学基礎演習）の統一教科書を出版することとなり、12月17日に科目担当予定者の会議を行い、編集方針について話し合いを行った。

4) 消費情報環境法学科の情報処理関係科目のFD 会議

消費情報環境法学科では、12月10日に情報処理関係科目（「情報処理1～4」、「法情報処理演習1・2」）のFD 会議を実施した。ノートPCを忘れる学生（情報センターで借りる学生）の状況と対応、JC 推奨機以外のノートPCを使う学生の問題、レポートのコピー対策、学科CD（教材）などについて話し合った。

5) 政治学科の学科会議および研究会

政治学科では頻繁に学科会議および研究会を開催し、学科内で十分な意思疎通を図りつつ、教育・研究に取り組んだ。研究成果を反映した学科での新たな教科書『政治学の扉』を学科教員全員で執筆し、『初めての政治学』の改訂版とともに、風行社から平成27(2015)年3月に刊行した。

(2) 法学部 平成27(2015)年度FD 活動実績

1) 授業公開

春学期と秋学期に教員間で授業公開を行っている。平成27(2015)年度は、春学期は、5月11日から同月23日の2週間、秋学期は、11月9日から同月21日までの2週間、実施した。事前にアンケートで、実施科目、事前連絡の有無等を確認して、授業公開一覧表を作成して、掲示およびメール配布をした。

2) 定期試験の問題と解説の公表

平成25(2013)年度から、e-Learning 上または学部オリジナル HP 上で、定期試験の問題と解説または講評を公表している。平成27(2015)年度の春学期定期試験については、8月25日から9月7日まで公開した。秋学期定期試験については、3月8日から3月21日まで公開した。解説・講評の公表が主目的であり、問題の公開は任意である。掲載場所は、e-Learning 上の「講義内容」または「教材」のどちらかであり、e-Learning を使用しない教員のために HP 上の掲載場所も設けた。

3) 法律学科のFD 会議

法律学科では、例年秋学期開始時に FD 会議を実施している。平成 27(2015)年度は、9月30日に、1年次配当科目 FD 会議として、「民事法入門」、「刑事法入門」、「基礎演習 1」について、FD 会議を実施した。「民事法入門」については、統一テストの試験結果や講評が行われた。「基礎演習 1」については、学科設立 50 周年を迎える平成 28(2016)年度の授業開始に向けて、統一教科書『フレッシューズ基礎演習』（中央経済社）を学科教員が分担執筆し、平成 28(2016)年 4 月上旬に刊行された。さらに、2月2日には、「ワインをめぐる法と政策」研究会において「ワイン法における FD」と題する報告があり、今年度はじめて開講された法律学特講「ワイン法」の試験・レポートの結果について講評があった。同科目は、おそらく日本では唯一本学法学部のみが開講していることから、今後も引き続き FD 活動に取り組んでいく。

4) 消費情報環境法学科の情報処理関係科目の FD 会議

消費情報環境法学科では、平成 27(2015)年度は、12月9日に情報処理関係科目（「情報処理 1～4」、「法情報処理演習 1・2」）の FD 会議を実施した。(A)「情報処理」の 1 クラスの人数（現状 40 名以上）の問題、(B)必修科目としての「法情報処理演習 2」の現状と課題、(C)学科 CD（教材）のあり方（あまり利用されていない）について話し合った。(A)については、現状ではクラスの増設は困難であることから、非常勤担当の 3 クラスについては 35 名以下とすることとなった。(B)については、各担当者の授業内容、学生のモチベーションなどについて意見交換を行った。(C)については、次年度にワーキングチームを立ち上げて本格的に検討することとなった。

5) 政治学科の学科会議および研究会

政治学科では頻繁に学科会議および研究会を開催し、学科内で十分な意思疎通を図りつつ、教育・研究に取り組んだ。(A)A0 入試学生の入学後の単位取得、成績状況を追跡調査し、情報の共有を図りながら、今後の注意事項について話をした。(B)フィールドワーク授業(2年)の履修状況について、履修者が減少している状況に関して話し合いをした。学生に履修を促していくこととした。(C)平成 27(2015)年 3 月に『初めての政治学』の改訂版、また学科での新たな教科書『政治学の扉』を刊行したことで、1年ゼミ（政治学基礎演習）で、基礎文献として利用することを確認し、基礎知識の共有・習熟に取り組んでいくことにした。(D)学科人事に関連して、メディア・ポリティクス関連科目の設置と再編を議論した。

以上のような法学部既存学科の FD 活動実績を発展的に継承するために、グローバル法学科では、必須科目を中心とする複数教員担当科目の FD 会議の場を設けるとともに、これまで法学部として行ってきた教員相互の授業公開や独自の共通テキストの導入を本学科でも行い、FD 活動の充実を図る。

イ 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための大学職員の研修等の取組

本学の持続的発展を支える人材である専任職員の育成と能力開発を目的に、職能資格別研修（参事昇格準備研修、主事昇格準備研修、財務研修基礎編など）および役職位別実務研修（勤怠管理研修と考課者研修）を毎年実施し、職員の能力向上をはかっている。選択研修に位置づけている、私立大学連盟の研修（アドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリアディベロップメント研修）にも継続参加している。

また、大学のグローバル化への対応として平成 25(2013)年度から開始した職員の海外研修（アメリカの協定校：ホープカレッジへ 3 週間派遣し語学および業務研修を行うプログラム）に 2 名を派遣するとともに、職員個々の英語力に合わせた英語講座を学内にて実施している。

⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学科は、グローバルな視点から国家間の法律・政治問題を学び、外務省職員、国際公務員、国際 NGO 等をめざす者、グローバルな視点から国際取引のルールを学び、多国籍企業、商社、民間企業の国際取引部門等をめざす者、グローバルな視点で法と文化を学び、国際ジャーナリスト、アナウンサー、エアライン・スタッフ等をめざす者、そしてグローバルな視点を持ちながら国内の法律を学び、国際弁護士、一般企業、公務員をめざす者を、それぞれの分野において「グローバル人材」として社会的・職業的に自立しうるように指導する。そのための指導体制は、教育課程内の取り組みと教育課程外の取り組みとから構成される。

ア 教育課程内の取組について

グローバル化した現代社会の中で「グローバル人材」として活躍するためのライフデザインとキャリアデザインに関する内容を、入学から卒業に至る総合的な教育課程の中に適宜組み込む予定である。まず、1 年次に必修科目として開講する「グローバル法入門 1, 2」や「グローバル基礎演習 1, 2」においては、法理論教育と併せて、さまざまな分野におけるグローバルな法実務や社会活動を紹介する。また、2 年次秋学期に必修とする海外留学においては、留学先の大学において法律に関連する施設の見学などの課外活動を実施してもらう。3・4 年生を対象に開講する英語による比較法政・異文化理解分野の諸科目においては、必要に応じて、各界の実務家を招いてその活動を紹介してもらう機会を設ける。さらには、本学科の学生は、選択科目として「法学部生のキャリアデザイン講座」「キャリアデザイン特講」などの講座を受講することができるため、入学後早い時期から自分自身のライフデザインとキャリアデザインを意識し、それに応じた学修の取り組みや学生生活等の在り方を検討することが期待できる。

イ 教育課程外の取組について

本学のキャリア・センターが主催する各種ガイダンス（「キャリアガイダンス」「資格対策講座」「就職ガイダンス」「業界研究講座」「就活ステップアップ講座」など）への学生の参加を推奨し、教育課程内のライフ・キャリア・デザイン教育と併せ、より実践的な就職活動準備を行えるようにする。さらに卒業後の進路に関する相談や実際の就職活動におけるサポートについても、当該センターの職員との連携を強化し、本学科卒業生の主な進路として想定している多国籍企業（メーカー、商社、IT 産業、金融業等）、日本企業の海外法人、国際機関、NPO/NGO、ジャーナリズム、メディア等の情報の収集・提供を行う予定である。

ウ 適切な体制の整備について

以上に述べた教育課程の内と外での、社会的・職業的自立に関する指導を充実させるため、大学の関連部署とも有機的な連携を図っていく。具体的には、前述のキャリア・センター、ボランティア・センター、校友センター（本学の卒業生組織を管轄）と連携し、学生に地域活動やインターンシップの情報を提供して支援していく。

以上